

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	障害者総合支援法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

呉市は、障害者総合支援法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

呉市長

公表日

令和6年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援法に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する次の事務を行う。 ①介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費(精神通院を除く。)、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費の支給 ②介護給付費等の支給決定の変更 ③地域相談支援給付決定の変更 ④自立支援医療の支給認定の変更 ⑤地域生活支援事業の実施
③システムの名称	福祉総合システム、個人番号管理連携システム、団体内統合利用番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者自立支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報照会 番号法第19条第8号、別表の117の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37、75、144、145、146、の項 2. 情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項等
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉保健部 障害福祉課 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 0823-25-3135
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部 障害福祉課 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 0823-25-3135

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉課長 水野雅治	障害福祉課長 渡辺達士	事後	
平成29年7月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	福祉保健部 障害福祉課 支援グループ 〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号 0823-25-3135(平成28年2月8日以降の住所: 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号)	福祉保健部 障害福祉課 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 0823-25-3135	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成29年7月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	福祉保健部 障害福祉課 支援グループ 〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号 0823-25-3135(平成28年2月8日以降の住所: 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号)	福祉保健部 障害福祉課 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 0823-25-3135	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成29年7月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 計数の時点	平成27年11月30日時点	平成29年6月30日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成29年7月13日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 計数の時点	平成27年11月30日時点	平成29年6月30日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉課長 渡辺達士	障害福祉課長 新谷博	事後	
平成30年5月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 計数の時点	平成29年6月30日時点	平成30年4月30日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成30年5月2日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 計数の時点	平成29年6月30日時点	平成30年4月30日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成31年3月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 新谷博	障害福祉課長	事後	
平成31年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 計数の時点	平成30年4月30日時点	平成31年2月28日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 計数の時点	平成30年4月30日時点	平成31年2月28日時点	事後	
平成31年3月1日	VI リスク対策	—	追加	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 計数の時点	平成31年2月28日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 計数の時点	平成31年2月28日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号, 以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の84項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号, 以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の84,101項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条, 第74条	事後	公金受取口座情報の提供開始□
令和4年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報照会 番号法第19条第8号, 別表第二の108, 109, 110の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号, 以下「省令」という。)第55条 2. 情報提供 番号法第19条第8号, 別表第二の16, 26, 56の2, 57, 87, 116の項 省令第12条, 第19条, 第30条, 第31条, 第44条	1. 情報照会 番号法第19条第8号, 別表第二の108, 109, 110, 121の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号, 以下「省令」という。)第55条, 第55条の2, 第55条の3, 第59条の4 2. 情報提供 番号法第19条第8号, 別表第二の8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 57, 87, 108, 116の項 省令第12条, 第19条, 第30条, 第31条	事後	公金受取口座情報の提供開始□

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報照会 番号法第19条第8号, 別表第二の108, 109, 110, 121の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号, 以下「省令」という。)第55条, 第55条の2, 第55条の3, 第59条の4 2. 情報提供 番号法第19条第8号, 別表第二の8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 57, 87, 108, 116の項 省令第12条, 第19条, 第30条, 第31条, 第44条	1. 情報照会 番号法第19条第8号, 別表第二の108, 109, 110, 121の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号, 以下「省令」という。)第55条, 第55条の2, 第55条の3, 第59条の4 2. 情報提供 番号法第19条第8号, 別表第二の8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 57, 87, 108, 116の項 省令第7条, 第10条, 第12条, 第14条, 第19条, 第27条, 第30条, 第31条, 第44条,	事後	
令和6年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数	令和4年10月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号, 以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の84,101項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条, 第74条	番号法第9条第1項, 別表の117の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報照会 番号法第19条第8号, 別表第二の108, 109, 110, 121の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号, 以下「省令」という。)第55条, 第55条の2, 第55条の3, 第59条の4 2. 情報提供 番号法第19条第8号, 別表第二の8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 57, 87, 108, 116の項 省令第7条, 第10条, 第12条, 第14条, 第19条, 第27条, 第30条, 第31条, 第44条, 第55条, 第59条の2の2	1. 情報照会 番号法第19条第8号, 別表の117の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37, 75, 144, 145, 146の項 2. 情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項等	事後	